

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 18 日

各都道府県 介護予防主管課 御中

厚生労働省老健局老人保健課

通いの場に関する住所情報等に関する情報収集への御協力依頼について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、通いの場の住所情報等を収集し、介護サービス情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）に掲載するとともに、令和 2 年度第一次補正予算を活用して国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが運用するの「オンライン通いの場アプリ」（以下、「通いの場アプリ」という。）においても、その情報を地図上に表示することといたしました。今後、登録いただいた情報も活用し、通いの場アプリにおいては、通いの場の出欠管理等に関する機能を実装していく予定です。

各都道府県の介護予防主管課におかれましては、本依頼内容につきまして御理解いただき、管内市町村へ御周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本業務は厚生労働省の委託事業により、株式会社三菱総合研究所に委託して実施するものです。

【調査対象】

市町村（特別区を含む。）

【留意事項】

- ・ 通いの場に関する情報は、老人福祉法第 12 条の 3 の規定により、市町村が情報の公表を行うよう努めるとされる「生活支援等に関する情報」に該当する情報であり、一部の自治体では、情報公表システムを活用した公表も行われていますが、高齢者等の利便性の確保等を図る観点から、新たに情報公表システム等への掲載を行うものです。
- ・ 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）及びオープンデータ基本指針では、各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開することとされており、今回、登録いただくデータについても、オープンデータとして公表することを検討しています。

オープンデータとは

営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
機械判読に適したもの
無償で利用できるもの

- ・ 提供いただいた通いの場に関する情報は、データ提供を持って、通いの場アプリへの掲載、情報公表システムへの保存、その他厚生労働省の関連業務において活用することについて、承諾いただいたものとさせていただきます。

【提出について】

提出期限：令和2年12月11日（金）

提出方法：各市町村（特別区を含む）が「通いの場各種情報入力シート」に必要事項を入力の上、「シート提出用専用サイト利用手順書」ファイルに記載のWebページにアップロードして提出/送信

【今回送付資料一覧】

- ・ 00_事務連絡（都道府県）（本紙）
- ・ 01_事務連絡案（市町村）
- ・ 02_通いの場各種情報入力シート
- ・ 03_記入要領
- ・ 04_シート提出用専用サイト利用手順書

【本件に関するお問い合わせ】

「「通いの場」住所等の情報収集」事務局（株式会社三菱総合研究所）

問い合わせ用メールアドレス：kayoinoba2020@surece.co.jp

原則としてメールでお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

【担当】

厚生労働省老健局老人保健課 石丸、向

電話：03-5253-1111（内線3947）

FAX：03-3595-2490